

2020年度三朝町農業再生協議会水田フル活用ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域の水田は、町内5つの谷間に沿って点在する532haで、うち主食用米の作付が286ha、転作作物としては大豆、飼料作物、直売用野菜等が作付されている。地形が急峻であり基盤整備は完了しているが圃場の区画が小さく、畦畔が大きいことから生産性の向上が大きな課題となっている。

兼業農家が75%を占め、専業農家も大半が高齢化するなか、平野部の水田は一部の意欲的な集落営農組織や大規模稲作農家の踏ん張りで維持できているが、山間部では年々保全管理地や荒廃農地が増加している。

町内で古くから栽培されていた地大豆（三朝神倉^{みささかのくら}）を発掘し、地域の特産品に育てる取組を展開しており、良質の大豆から製造される豆腐、納豆、豆乳等は新しい特産物として定着しつつあるが、原材料となる地大豆について、品質と生産性の向上が求められている。

中山間地域特有の地形から大規模な団地化が困難な状況にあり、圃場の立地条件を選びながら栽培に適した圃場の団地化、狭畦栽培の導入等による生産性の向上を目指す。

また、担い手農家にも定着してきた農地中間管理事業のさらなる推進により、遊休農地の発生を防止するとともに、地域の担い手農家への農地集積の再編を進める。

2 作物ごとの取組方針等

作付されていない水田を含む532haの水田について、適地適作を基本とし、農地の有効活用が図られるよう作物の生産振興に取り組む。

(1) 主食用米

作付面積については、県農業再生協議会により示される米の生産数量目標を元に、鳥取中央農業協同組合と協議・調整し、需要に応じた生産を推進する。

作付品種については、現在の主力品種であるコシヒカリ、ひとめぼれが猛暑等の影響で1等米比率が極端に低迷するなか、近年、農業者の所得向上につながる、品質と収量に優れたきぬむすめの作付を推進している。本町のきぬむすめは、平成23、24年度に日本穀物検定協会の食味ランキングで参考品種の扱いながら「特A」の評価を受けており、その食味が消費者から好評であることから、標高の低い里部を中心に作付を推進する。気温が低い山間部においては、比較的1等米比率も高いことから、引き続きコシヒカリとひとめぼれを推進する。

コシヒカリやきぬむすめ等の良食味米の販売は、担い手となる経営体を中心に独自の販売網を構築し、町内温泉旅館等との連携により販路拡大を目指す。

(2) 非主食用米

大豆等の転作作物の作付が困難な排水不良田を中心に、以下の非主食用米の導入を推進するとともに、収量の安定化や団地化を進め、生産性の向上を目指す。

ア 飼料用米

共同乾燥調製施設での受入が比較的容易で、高収量が見込まれる多収品種を中心に作付面積の拡大を目指す。また、適正な施肥管理の徹底、品種特性に合わせた水管理とそれを可能にする団地化を進め安定多収を目指す。

イ WCS 用稲

専用の収穫機械を必要とするため取り組める農家は限られるが、畜産農家の需要に応じた作付を推進する。

(3) 大豆

当該地域の水田は、中山間地域特有の急峻な地形から湿田が多く、谷筋に沿う形で分布していることから作柄が安定しにくい。そのため、担い手農家の規模拡大や小規模水田の団地化に加え、作業受委託の取組を推進することで、地大豆（三朝神倉）の作付面積拡大を目指す。

また、大豆生産の担い手である三朝神倉大豆生産部に対して重点的な技術指導を実施し、堆肥の施用等による良質な大豆の生産に向けた取組を目指す。

(4) 飼料作物

基幹作としての作付と併せて、飼料作物や WCS 用稲等の他の作物との二毛作作付を拡大することで、農地の有効活用を図るとともに、自給飼料のさらなる増産を目指す。作付拡大に当たっては、団地化による生産性向上を推進する。

3 作物ごとの作付予定面積

作物	前年度の作付面積 (ha)	当年度の作付予定面積 (ha)	2020 年度の作付目標面積 (ha)
主食用米	283.8	286.8	292.0
飼料用米	3.4	1.2	4.5
WCS 用稲	0.3	0.3	0.8
大豆	33.4	31.7	43.0
三朝神倉	32.0	30.5	40.0
飼料作物	20.2	14.8	12.5
そば	0.4	0.7	0.4
その他地域振興作物	35.8	34.7	35.5
野菜	33.7	32.7	34.0
花き	2.1	2.0	1.5

4 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度(実績)	目標値
				(2019 年度)	(2020 年度)
1	地大豆 (三朝神倉)	地大豆の品質向上 生産支援	取組面積 (実施率)	29.9ha (2019 年度) 100%	40.0ha (2020 年度) 100%
2	飼料作物	団地化による 生産性向上支援	団地化面積 (団地化率)	7.9ha (2019 年度) 39%	6.0ha (2020 年度) 48%
3	飼料用米	飼料用米収量確保 追肥助成	取組面積 (実施率)	0ha (2019 年度) 0%	4.5ha (2020 年度) 100%

5 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

産地交付金の活用方法の明細(案)

1. 地域農業再生協議会名

三朝町農業再生協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)			活用予定額
		当初配分 (A)	追加配分 (B)	
三朝町農業再生協議会	5,626,000	5,626,000	0	5,615,840

(注)追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

5,626,000円

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単価① (円/10a)	面 積 (a単位)※3																所要額 ①×② (円)	
				戦略作物							新市場 開拓用米	そば	なたね	高収益作物				雑穀	その他		合計 ② ※5
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米				野菜	花き・花木	果樹	その他の 高収益作物				
1	地大豆の品質向上生産支援	1	16,200		3,052															3,052	4,944,240
2	団地化による生産性向上支援	1	12,000			520														520	624,000
3	飼料用米収量確保追肥助成	1	4,000					119												119	47,600
合計(基幹)※4			実面積	0	3,052	520	0	119	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,691	※ 5,615,840
合計(二毛作)※4			実面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う使途について記入し、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分を受けた場合の調整方法

○転換作物拡大加算について

①整理番号1に個票の上限単価の範囲で充当する。
②上限まで充当してもなお残余がある場合は、整理番号1の単価を17,500円まで追加し、次に整理番号2の単価を12,500円まで追加して、さらに残余があれば整理番号3の単価を4500円まで追加助成を行う。

③必要な場合は、次の単価調整を使用する。

単価調整係数＝活用予定額／(使途ごとの対象面積×交付単価)の合計 単価調整係数は小数点第4位以下切り捨てとする。

○高収益作物等拡大加算について

①整理番号1に個票の上限単価の範囲で充当する。

②上限まで充当してもなお残余がある場合は、整理番号1の単価を17,500円まで追加し、次に整理番号2の単価を12,500円まで追加して、さらに残余があれば整理番号3の単価を4500円まで追加助成を行う。

③必要な場合は、次の単価調整を使用する。

単価調整係数＝活用予定額／(使途ごとの対象面積×交付単価)の合計 単価調整係数は小数点第4位以下切り捨てとする。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

①整理番号1～3の単価を一律に減額する。

②必要な場合は、次の単価調整を使用する。

単価調整係数＝活用予定額／(使途ごとの対象面積×交付単価)の合計 単価調整係数は小数点第4位以下切り捨てとする。

6. 高収益作物について

なし

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	三朝町農業再生協議会				整理番号	1
使途名	地大豆の品質向上生産支援					
対象作物	地大豆(品種:三朝神倉)(基幹作)					
単 価	16,200円/10a(上限:17,000円/10a)					
課 題	三朝神倉大豆(地大豆)は、全国でも三朝町内でしか栽培されていない品種であり、大豆イソフラボンが一般的な品種の約1.8倍含まれているという特性がある。収穫物は集荷団体等へ全量出荷され、地域ブランド商品として納豆や豆腐、大豆餡などに加工・販売されている。町としても、三朝町を代表する特産品として大々的に推進しており、水田転作の最重要品目と位置づけている。しかし、本町は畑地がほとんどなく、水田転作による推進に頼るところが大きい。大豆コンバインなどの導入により収穫可能面積が拡大し、作付面積が飛躍的に増加したが、品種特性により一般的な大豆の品種より播種時期が遅く梅雨の時期となる(伸び過ぎ防止)ため、播種遅れによる収量・品質の低下が課題となっている。特に、加工品の主力で需要が増加している納豆や水煮大豆については、大粒で三等以上の品質が必須であるが、これを満たすものは全体の6割程度であり、品質面の課題と併せて、安定供給を課題とする単収の確保も重要となっている。また、背が高くなりやすく倒れやすい品種特性のため、摘心作業が必要であったり、近年の夏期干ばつ対策として、大豆開花期の土壌水分の確保が必要になるなど、安定生産の確保に向けた課題は多い。さらに、2019年は、播種期の降雨により、播種を断念した圃場も多くあったため、適期播種がはかられるよう、作業分担の体系構築も課題となっている。 また、近年、連作の圃場が増えていることから、連作障害対策も重要となっている。					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	品質向上技術導入面積 品質向上技術導入割合	目標	—	38.0ha 80%	37.2ha 100%	40.0ha 100%
		実績	38.0ha 80%	37.5ha 90%	29.9ha 100%	—
内 容	三朝神倉大豆の栽培において適期作業に努め、収量と品質の向上に向けた適正な管理を行い生産した圃場に対して作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	○対象者…水田において、三朝神倉大豆を作付し、販売する農家 ○対象水田 … 経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 … 地大豆(品種:三朝神倉)(基幹作) ○その他 ・同品種専用の栽培暦に即した栽培管理を行うこと。 ・品質向上・単収増加に向けた次の技術のうち3つ以上に取り組む。 (堆肥投入、6月15日から7月20日までの播種、摘心処理、灌水、連作回避(前年が大豆以外の作物)、額縁明渠) ・販売すること ・1圃場につき年1回の助成とする。					
取組の 確認方法	○対象者 … 対象作物の作付、販売状況等が分かる書類により確認する ○対象水田 … 水田台帳等との照合による ○対象作物 … 種子の供給伝票による ○その他要件 ①作業日誌、現地確認等による ②販売実績による					
成果等の 確認方法	対象作物の作付面積と支払対象面積を集計し確認					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	三朝町農業再生協議会			整理番号	2	
使途名	団地化による生産性向上支援					
対象作物	飼料作物（基幹作）					
単 価	12,000円/10a(上限:12,000円/10a)					
課 題	町内には中部地区最大規模の和牛農家(600頭規模)や酪農団地(3経営体)などがあり、これらの畜産農家は一般的な配合飼料のほかに自給粗飼料を多く必要としている。しかし、町内の採草地や畑地はごくわずかであり、飼料作物の生産については、水田転作に頼るところが大きい。WCS用稲は機械対応が必要なため導入できる農家が限られるほか、飼料用米が作付可能な地域では主食用米を作付けが優先されるため、必要な面積が確保できていない。このため、可能な限り水田転作により飼料作物の増産を進めることが重要であり、これをさらに団地化することでコスト削減や単収の増加、収量性の向上、を図ることが求められる。(2019年度は、地大豆の播種が出来なかった圃場について牧草への変更がなされた結果、対象面積が一時的に増加した。)					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	団地化面積 団地化導入割合	目標	—	5.3ha 44%	5.2ha 40%	6.0ha 48%
		実績	5.3ha 44%	5.1ha 33%	7.9ha 39%	—
内 容	飼料作物を1作物で1ha以上、団地化して作付した場合、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	○対象者 … 飼料作物を生産し、販売する農家(自家利用を含む) ○対象水田 … 別紙共通事項のとおり ○対象作物 … 飼料作物（基幹作） ○その他 ・飼料作物で1ha以上の団地又は0.5ha以上の団地を2つ以上で生産することとする。団地化の認定要件は別紙とする。 ・販売すること(自家利用含む) ・1圃場につき年1回の助成とする。					
取組の 確認方法	○対象者 … 別紙共通事項のとおり ○対象水田 … 別紙共通事項のとおり ○対象作物 … 別紙共通事項のとおり ○その他要件 ①播種前の契約状況(自家利用の場合は利用計画) ②対象者からの団地計画図面、現地確認等 ③自家利用の場合は、給餌したことが確認できる作業日誌等					
成果等の 確認方法	対象作物の作付面積と支払対象面積を集計し確認 (図面に位置を示して団地化していることを確認する)					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	三朝町農業再生協議会				整理番号	3
使途名	飼料用米収量確保追肥助成					
対象作物	飼料用米(多収品種)(基幹作)					
単 価	4,000円/10a(上限:4,000円/10a)					
課 題	本町では飼料用米を主要な転換作物の一つに位置付けているが、十分な収量確保ができておらず単収の向上や取組面積の拡大が必要となっている。近年は、夏期の猛暑が続き、初期に施用した肥料の効果が予定より早く弱まることで減収に繋がっているが、施肥体系も一発体系が主流となっているため、飼料用米作付農家のうち、追肥の取組があったのは全体の2割で、取組のなかった農家は標準単収(465kg/10a)に届いていない現状を見ると、コスト負担と作業効率の問題から追肥の取組はほとんど進んでいない。このため、昨年度は取り組みはなかったが、今年の飼料用米作付農家には、増収につながる追肥を普及・指導員などを通じて事前に推進する。					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	追肥取組面積 追肥実施面積	目 標	—	0.8ha 30%	3.4ha 100%	4.5ha 100%
		実績	50.5ha 10%	0.5ha 20%	0.0ha 0%	—
内 容	通常の肥培管理に加えて7月～8月に追肥を行った農家に対し作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	○対象者 … 別紙共通事項のとおり ○対象水田 … 別紙共通事項のとおり ○対象作物 … 飼料用米(基幹作) 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第4の規定による多収品種 ○その他 ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の規定による取組計画の認定を受けていること					
取組の 確認方法	○対象者 … 別紙共通事項のとおり ○対象水田 … 別紙共通事項のとおり(水田台帳、農地基本台帳等) ○対象作物 … 種子又は苗の供給伝票、現地確認 ○その他要件 … 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第5の規定による生産集出荷数量一覧表等 7月～8月に追肥を行ったことを栽培管理日誌等により確認。					
成果等の 確認方法	対象作物の作付面積と支払対象面積を集計し確認					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。